

「しまろ」商標使用管理要綱（Q & A）

高知県農産物マーケティング戦略課 作成

第2条

Q 1 : 条件を満たした青果物及び加工品等の商品とは、何を指すか。

A 1 : 商標使用管理要綱の別表 2 に定めている品種以外が混入しない状態を確保するために、本 Q&A の別紙 1 に記載している区分に該当する状況で生産された青果物及び加工品等を指します。

第4条

Q 2 : 使用申請書は、いつまでに提出が必要か。

A 2 : 商標を使用しようとする時点には、知事からの許諾を受けた状態である必要があります。
申請内容の確認に時間を要しますので、1ヶ月程度余裕をもった申請をお願いします。

Q 3 : 申請できる者はだれか。

A 3 : 個人生産者のほか、生産者組織及び集出荷事業者、加工業者等の申請が可能です。
なお、本社所在地が県外の事業者においては、別途協議を実施します。

申請団体について	申請方法
個人で生産から販売を行う生産者	個人で申請書を作成のうえ、直接申請。
JA グループ高知	該当する地区 JA ごとに直接申請。
県内青果市場等	各市場が申請書を作成のうえ、直接申請。
加工業者等	各業者が申請書を作成のうえ、直接申請。

Q 4 : 名簿に記載すべき情報はなにか。

A 4 : 氏名、栽培面積(ほ場ごと)、栽培品種(ほ場ごと)、本 Q&A の別紙 1 に記載している区分が分かる名簿を添付してください。なお名簿については、本 Q&A の別紙 2 を参考とするか、そのまま使用いただいても問題ありません。

第6条

Q 5 : 申請内容を審査し、適当と認められる場合とはどのような状況を想定しているか。

A 5 : 商標使用管理要綱の別表 2 に定めている品種以外が混入しない状態を確保するために、本 Q&A の別紙 1 に記載している区分に沿って許諾の可否を判断します (A 1 再掲)。

なお、区分 1 及び 3 については、具体的な混入防止対策の内容について分かる書類を報告してください。

第8条

Q 6 : 使用実績書の提出期限はいつか。

A 6 : 毎年度 12 月末までの使用実績について、翌年度 1 月末までに報告してください。

なお、申請初年度において、申請が 1 月以降の場合は申請した翌年度の 1 月末に報告してください。

Q 7 : 実績書に添付する名簿に記載すべき情報はなにか

A 7 : Q 4 を元に、実績書提出時点での最新情報を記載したものを提出してください。

第9条

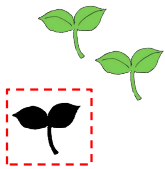
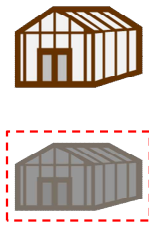

Q 8 : Q 4 で報告した名簿に変更があった場合も変更申請が必要か。

A 8 : 名簿については、毎年報告する実績書にてその時点での最新データを添付することを前提としているため、変更申請の必要はありません。

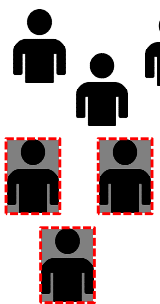
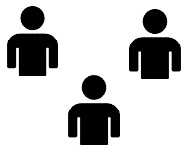
別記第5号様式に記載されている内容に変更があった場合のみ報告してください。

別紙 1

1 収穫から販売までを行う生産者個人が申請する場合

栽培状況	イメージ図	許諾の可否	区分
非辛み品種と他品種を混植している場合	 <p>非辛み品種 非辛み品種 以外も栽培</p>	×許諾不可	
非辛み品種を栽培しているほ場だけでなく、他品種を栽培しているほ場がある場合	 <p>非辛み品種のみ栽培 非辛み品種 以外も栽培</p>	×許諾不可 ※ただし、収穫日を完全に分ける等混入防止対応が可能な場合のみ許諾可能。 ※栽培方法について個別に確認を行い、判断します。	区分 1
非辛み品種のみ栽培している場合	 <p>非辛み品種のみ栽培</p>	○許諾可能	区分 2

2 出荷委託先が申請する場合

出荷状況	イメージ図	許諾の可否	区分
複数の部会員のうち、区分 1 または区分 2 を満たす生産者と他品種生産者が混在している場合	 <p>区分 1 または区分 2 に該当する生産者 区分に該当しない生産者</p>	×許諾不可 ※ただし、調整レーン等を完全に分ける等により、区分 1 と区分 2 の生産者と区分外生産者の混入防止が可能な場合のみ許諾可能。	区分 3
部会員の全員が区分 1 または区分 2 (非辛み品種のみ栽培) を満たしている場合	 <p>区分 1 または区分 2 に該当する生産者</p>	○許諾可能	区分 4

3 加工販売について

原材料の状況	許諾の可否	区分
区分 1 ～ 4 以外のシットウも含まれる場合	×許諾不可	
区分 1 ～ 4 に該当するシットウのみを使用する場合	○許諾可能 ※原材料について個別に確認を行い、判断します。	区分 5

別紙2

(例)

生産者名簿（ししまろ商標管理要綱第4条、第9条参考資料）

1 生産者個人が申請

申請者氏名： 高知 ししお

どちらかにチェックしてください。

非辛み品種以外の栽培ほ場はあるが混入防止対策を実施するため、利用区分は **区分1** となります。

非辛み品種のみ栽培しているため、利用区分は **区分2** となります。

ほ場概要：

	栽培面積 (a)	栽培品種
1	10	高育交 15号
2	10	土佐じしスリム

どちらかを選択して
記載してください。

2 出荷委託先が申請

申請団体： 〇〇会社 〇〇地区〇〇出荷場 など

どちらかにチェックしてください。

部会員のうち、区分1または区分2を満たす生産者と他品種生産者が混在しているが混入防止対策を実施するため、利用区分は **区分3** となります。

部会員の全員が区分1または区分2を満たしているため、利用区分は **区分4** となります。

ほ場概要：

氏名	栽培面積 (a)	栽培品種	区分1又は2
南国 ししこ	10	高育交 15号	1
南国 ししこ	10	土佐じしスリム	1
丸ノ内 花子	6	高育交 15号	2
〰	〰	〰	〰
〰	〰	〰	〰
土佐 はなこ	6	高育交 15号	2

その他、本申請区分対象外 **7名、95a。**

※本申請区分対象外の収穫物については、別添混入防止対策をもとに明確に区分します。